

当社における労働者派遣事業における情報について(お知らせ)

労働者派遣法第 23 条第 5 項(同法施行規則第 18 条の 2)に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和 7 年 4 月 1 日現在

- ① 派遣労働者数 1 名
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 事業所件数 1 社
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均金額 21,610 円
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 12,973 円
- ⑤ マージン率等の情報公開 40.0%
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - ・キャリアコンサルティングの相談担当窓口(担当: 武山 基 連絡先: 022-706-2445)
 - ・教育訓練
(キャリアアップに資する内容)

訓練項目	訓練の内容等
新規採用者訓練 (1 年目)	挨拶、言葉遣い、電話・メール対応、書類のコピー、ファイリング、情報システム入力、個人の健康管理の徹底
ネットワーク管理保守基礎 (1 年目)	ネットワーク管理保守の基礎知識、ネットワークシステムの監視、通信障害の把握、関連部署の把握と適確な報連相
ネットワーク管理保守応用 (2 年目以降毎年)	情報ネットワークや回線の種類についての応用的な知識、ネットワークシステムの監視・運用・管理、関連機器の操作方法についての専門的知識、顧客からの問い合わせやクレームに対する教授・案内、通信障害発生時に対処方法を顧客に教授・案内、顧客からのクレーム対応
管理職研修 (4 年目以降)	派遣先責任者と派遣元責任者間の調整・折衝、労働時間制度、休暇制度等の労務管理の知識、部下に対する業務分配、部下に対する教育及び業務改善指導

- ⑦ 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているかの有無
 - ・協定対象派遣労働者の範囲 (全職種、全派遣労働者に対して適用)
 - ・協定の有効期間 (令和 8 年 3 月 31 日)
- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる認められる事項
 - ・積極的な情報公開
 - ・派遣労働者の福祉の増進